

協会
特定非営利活動法人日本マカオ定款
第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本マカオ協会という。また、英文名をJAPAN MACAO ASSOCIATIONといい、略称をJMA会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、日本マカオ間の友好・親善を深めるため、一般の人々に対して、マカオの地域情勢の紹介、文化、芸術、スポーツ等（ゲーミングを除く）の普及及び振興、並びにマカオの留学生等への支援等の事業を行い、社会教育の推進及び国際協力に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) マカオの社会制度、経済環境、観光等のセミナーの開催
- (2) マカオの文化、芸術や観光の紹介
- (3) 日本とマカオとの友好親善のためのスポーツイベント等、文化事業の開催
- (4) 日本及びマカオ市民との交流
- (5) マカオからの留学生等に対する生活情報の提供、生活相談会の開催等の援助
- (6) マカオへの進出やマカオの機能を利用して各国とのビジネスを行う企業に対する資料・情報の提供及びマカオと日本のビジネス活動の支援・促進
- (7) 広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービス
- (8) 料理教室
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) ホームページ等電子情報サービスや広報誌への広告掲載事業
- (2) マカオ現地プロジェクトのサポート

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人・法人・団体
- (3) 家族会員 正会員の配偶者
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同する学生等

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第3項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員資格有効期限は、当法人の事業年度（4月1日から3月31日）とする。会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会申込書を承認し、入金の日とする。

(会員情報の変更)

第9条 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面または電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。~~送るものとする。~~

- 2 前項の届出がなく会員が不利益を被った事柄に関し、法人は一切の責任を負わないものとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 入会申込書に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 入会申込者がかつて除名された者であったとき。
- (4) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届またはそれに準じる電磁的方法を含む書面を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 会員の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、法人が会員として不適切と判断したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち1人を会長とする。会長は、法人の業務について法人を代表する。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

~~2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。~~

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以

上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場にて掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長長	渡 邊 章 太 郎
理 事	陳佩怡 CHAN PUI I
理 事	屠維穎 TOU WAI WENG
監 事	陳旭騰 CHAN IOK TANG

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第48条の規定にかかわらず、設立理事会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人）0円 賛助会員（個人・法人・団体） 0円 家族会員 0円 学生会員 0円

(2) 年会費 正会員（個人）5,000円 賛助会員（個人・法人・団体）1口50,000円 家族会員 5,000円 学生会員 2,000円

（1口以上）

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 日本マカオ協会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏名	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事・監事	ワタナベショウ タロウ 渡邊章太郎	有・無	会長
2	理事・監事	(チャンプイイ) 陳佩怡 CHAN PUI I	有・無	
3	理事・監事	(トウウアイウ エン) 屠維穎 TOU WAI WENG	有・無	
4	理事・監事	(チャンイオタ ン) 陳旭騰 CHAN IOK TANG	有・無	
5	理事・監事		有・無	
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本マカオ協会

1 事業実施の方針

令和7年度は、主にマカオの文化、芸術や観光の紹介、日本及びマカオ市民との交流、広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービスなどを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【4,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
マカオの文化、芸術や観光の紹介	マカオの文化、芸術や観光の紹介	4月	東京都	10人	マカオに興味をもつ一般市民	500人	1,500
日本及びマカオ市民との交流	日本及びマカオ市民との交流	年1回	東京都	15人	マカオに興味をもつ一般市民	500人	1,500
広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービス	広報誌やホームページ等の情報配信	随時	—	2人	マカオに興味をもつ一般市民	100人	1,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【2,500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
ホームページ等電子情報サービスや広報誌への広告掲載事業	ホームページ等電子情報サービスや広報誌への広告掲載事業	随時	—	2人	1,250
マカオ現地プロジェクトのサポート	マカオ現地からの個別依頼によるプロジェクトのサポート	随時	—	2人	1,250

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本マカオ協会

1 事業実施の方針

令和8年度は、主にマカオの文化、芸術や観光の紹介、日本及びマカオ市民との交流、広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービスなどを行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【6,200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
マカオの文化、芸術や観光の紹介	マカオの文化、芸術や観光の紹介	4月	東京都	10人	マカオに興味をもつ一般市民	500人	1,500
日本及びマカオ市民との交流	日本及びマカオ市民との交流	年1回	東京都	15人	マカオに興味をもつ一般市民	500人	1,500
広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービス	広報誌やホームページ等の情報配信	随時	—	2人	マカオに興味をもつ一般市民	100人	1,000
マカオの社会制度、経済環境、観光等のセミナーの開催	マカオとの交流を促すための情報提供	年1回	東京都	10人	マカオに興味をもつ一般市民	50人	500
日本とマカオの友好関係の強化、スポーツイベント等、文化事業の開催	両地域市民のスポーツ交流会	年1回	東京都	10人	マカオに興味をもつ一般市民	50人	500
マカオから日本に留学する学生の生活相談等の開催	日本に滞在するマカオの留学生等の生活相談など	随時	—	2人	マカオに興味をもつ一般市民	10人	100
マカオ進出の機会の提供、人材育成等の事業	マカオ進出を考える方への情報提供	年1回	東京都	2人	マカオに興味をもつ一般市民	30人	100

マカオと日本 の活動の 支援・促進							
料理教室	マカオ料理を紹介する	年1回	東京都	2人	マカオ市民 力興も一般	20人	1,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【2,500】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
ホームページ 等電子情報サ ービスや広報 誌への広告掲 載事業	ホームページ等電子情報サービスや広報誌への広告掲載事業	随時	—	2人	1,250
マカオ現地 プロジェクト のサポート	マカオ現地からの個別依頼によるプロジェクトのサポート	随時	—	2人	1,250

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 日本マカオ協会

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		150,000		0	150,000
	正会員受取会費	50,000				
	賛助会員受取会費	100,000				
2	受取寄附金		3,220,000		0	3,220,000
	受取寄附金	3,220,000				
	施設等受入評価益	0				
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金	0				
4	事業収益		4,000,000		2,500,000	6,500,000
	マカオの文化、芸術や観光の紹介事業収益	1,500,000				
	日本及びマカオ市民との交流事業収益	1,500,000				
	広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービス事業収益	1,000,000				
	ホームページ等電子情報サービスや広報誌への広告掲載事業収益			1,250,000		
	マカオ現地プロジェクトのサポート事業収益			1,250,000		
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息	0				
経 常 収 益 計			7,370,000		2,500,000	9,870,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費		3,350,000		1,850,000	5,200,000
	(1) 人件費					
	給料手当	2,000,000		1,500,000		
	役員報酬	650,000				
	退職給付費用	400,000		200,000		
	福利厚生費	300,000		150,000		
	(2) その他経費		650,000		650,000	1,300,000
	会議費	200,000		200,000		
	旅費交通費	100,000		150,000		
	施設等評価費用	0		0		
	減価償却費	200,000		200,000		
	印刷製本費	150,000		100,000		
事業費計			4,000,000		2,500,000	6,500,000
2	管理費		700,000		0	700,000
	(1) 人件費					
	役員報酬	0				
	給料手当	500,000				
	退職給付費用	100,000				
	福利厚生費	100,000				
	(2) その他経費		2,600,000		0	2,600,000
	消耗品費	100,000				
	水道光熱費	300,000				
	通信運搬費	600,000				
	地代家賃	1,200,000				
	旅費交通費	300,000				
	減価償却費	100,000				
管理費計			3,300,000		0	3,300,000
経 常 費 用 計			7,300,000		2,500,000	9,800,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			70,000		0	70,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益	0				
	過年度損益修正益	0				
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損	0				
	災害損失	0				
	過年度損益修正損	0				
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分振替額・・・③			0		0	0
税引前当期正味財産増減額①＋②＋③・・・④			70,000		0	70,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						70,000
設立時正味財産額・・・⑥						0
次期繰越正味財産額④－⑤＋⑥						0

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 日本マカオ協会

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益						
1	受取会費		300,000		0	300,000
	正会員受取会費	200,000				
	賛助会員受取会費	100,000				
2	受取寄附金		2,720,000		0	2,720,000
	受取寄附金	2,720,000				
	施設等受入評価益	0				
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金	0				
4	事業収益		6,200,000		2,500,000	8,700,000
	マカオの文化、芸術や観光の紹介事業収益	1,500,000				
	日本及びマカオ市民との交流事業収益	1,500,000				
	広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービス事業収益	1,000,000				
	マカオの社会制度、経済環境、観光等のセミナーの開催	500,000				
	日本とマカオとの友好親善のためのスポーツイベント等、文化事業の開催	500,000				
	マカオからの留学生等に対する生活情報の提供、生活相談会の開催等の援助	100,000				
	マカオの施設やサービスの情報を活用して各種のビジネスを行う企業に対する資料、情報の提供並びにマカオと日本とのビジネスの促進、発展	100,000				
	料理教室	1,000,000				
	ホームページ等電子情報サービスや広報誌への広告掲載事業収益			1,250,000		
	マカオ現地プロジェクトのサポート事業収益			1,250,000		
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息	0				
経常収益計			9,220,000		2,500,000	11,720,000
(B) 経常費用						
1	事業費		4,350,000		1,350,000	5,700,000
	(1) 人件費					
	給料手当	3,000,000		1,000,000		
	役員報酬	650,000				
	退職給付費用	400,000		200,000		
	福利厚生費	300,000		150,000		
	(2) その他経費		1,500,000		1,150,000	2,650,000
	会議費	500,000		450,000		
	旅費交通費	500,000		400,000		
	施設等評価費用	0		0		
	減価償却費	200,000		200,000		
	印刷製本費	300,000		100,000		
事業費計			5,850,000		2,500,000	8,350,000
2	管理費		700,000		0	700,000
	(1) 人件費					
	役員報酬	0				
	給料手当	500,000				
	退職給付費用	100,000				
	福利厚生費	100,000				
	(2) その他経費		2,600,000		0	2,600,000
	消耗品費	100,000				
	水道光熱費	300,000				
	通信運搬費	600,000				
	地代家賃	1,200,000				
	旅費交通費	300,000				
	減価償却費	100,000				
管理費計			3,300,000		0	3,300,000
経常費用計			9,150,000		2,500,000	11,650,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			70,000		0	70,000
(C) 経常外収益						
	固定資産売却益	0				
	過年度損益修正益	0				
経常外収益計			0		0	0
(D) 経常外費用						
	固定資産売却損	0				
	災害損失	0				
	過年度損益修正損	0				
経常外費用計			0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分振替額・・・③			0		0	0
税引前当期正味財産増減額①＋②＋③・・・④			70,000		0	70,000
	法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑥					0
次期繰越正味財産額④－⑤＋⑥						0

特定非営利活動法人日本マカオ協会

設立趣旨書

1. 趣旨

マカオは、四百年以上前の大航海時代に栄え、その頃から日本との関係を築いてきました。西洋の様々な文化、知識や技術はマカオを通じて日本へ伝わり、日本からも様々な品物がマカオを経由して西洋に渡りました。貿易のみならず人の往来もありました。21世紀に入り、日本とマカオの間に初めて直行空路が開設され、人の往来が再び盛んになり双方の企業進出や投資といった経済交流も増えてきました。

このような社会情勢において、両国の交流をより幅広く活発に行えるような機会が増えれば、双方の社会文化経済スポーツなどの発展に寄与することができ、両地域の架け橋となるべく、活動をしてまいりたいと考えます。両地域の人々の交流を通じて相互理解をより深めるための事業を行うことにより日本及びマカオの繁栄に貢献することを目的として、

- (1) マカオの社会制度、経済環境、観光等のセミナーの開催
- (2) マカオの文化、芸術や観光の紹介
- (3) 日本とマカオとの友好親善のためのスポーツイベント等、文化事業の開催
- (4) 日本及びマカオ市民との交流
- (5) マカオからの留学生等に対する生活情報の提供、生活相談会の開催等の援助
- (6) マカオへの進出やマカオの機能を利用して各国とのビジネスを行う企業に対する資料・情報の提供及びマカオと日本のビジネス活動の支援・促進
- (7) 広報誌の発行及びホームページ等による電子情報サービス
- (8) 料理教室

の事業に取り組んでまいりたいと思います。

2. 申請に至るまでの経緯

コロナ禍より日本とマカオの友好親善活動の必要性を考えていた有志10人が集まり、設立発起人の意見に賛同したあと、それぞれの意思確認を行い、今回の申請をするに至りました。

2025年 1月 24日

設立代表者

渡邊章太郎

氏名

渡邊章太郎